

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (二九)
- 地方税法の一部を改正する法律 (三〇)

〔政令〕

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (一一一)
- 地方税法施行令の一部を改正する政令 (一一三)

〔省令〕

- 地方税法施行規則の一部を改正する省令 (総務四四)
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 (財務二〇)
- 法人税法施行規則の一部を改正する省令 (同一)

〔告示〕

- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件 (財務一四三)

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項の規定に基づき相当地域を受けた地域を指定する件 (同一四四)

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十六条第一項の規定に基づき財務大臣が定める日を定める件 (同一四五)

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十二条第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件 (国税庁一一)

本号で公布された 法令のあらまし

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(法律第二十九号)(財務省) 所得税関係

六

1 東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について、次の措置を講ずることとした。(第四条、第五条関係)

(一) その損失額を平成二二年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる。
(二) 雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額

六

2 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失(以下「被災事業用資産の損失」という)について、次の措置を講ずることとした。(第六条、第七条関係)

(一) その損失額を平成二二年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。この場合において、青色申告者について平成二二年分の所得において純損失が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成二二年分の所得への繰戻し還付ができる。
(二) 被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成二三年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を五年とする。

(1) 青色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の損失額の占める割合が一〇分の一以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二三年分の純損失の金額

(2) 白色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の損失額の占める割合が一〇分の一以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

3 個人が、平成二三年三月一日から平成二五年二月三十一日までの間に支出した震災関連寄附金(国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び東日本大震災に関連する財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいう。以下同じ)について、次の措置を講ずることとした。(第八条関係)

(一) 震災関連寄附金に対する寄附金控除についての控除対象限度額を、総所得金額等の一〇〇分の八〇相当額とする。
(二) 認定特定非営利活動法人及び共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が二〇〇〇円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の一〇〇分の四〇相当額(所得税額の一〇〇分の二五相当額を限度)をその年分の所得税額から控除する。

4 勤労者が、東日本大震災により被害を受けたことにより、平成二三年三月一日から平成二四年三月一日までの間に、勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行わないこととした。(第一〇条関係、附則第三条関係)

5 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとした。(第二三条関係) 法人税関係

1 法人の平成二三年三月一日から平成二四年三月一日までの間に終了する各事業年度又は平成二三年三月一日から同年九月一日までの間に終了する中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額(欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額を

いう)がある場合には、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前二年以内に開始した事業年度の法人税額のうちその繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる措置を講ずることとした。(第十五条、第二三条関係)

2 法人の平成二三年三月一日から同年九月一日までの間に終了する中間期間において東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものがある場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告書において、当該中間期間において課される所得税額で当該中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額(その損失の額を限度)を還付する措置を講ずることとした。(第一六条、第二四条関係)

3 東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととした。(第一七条、第二五条関係)

4 事業者が、平成二三年三月一日から平成二八年三月三十一日までの間に、東日本大震災により滅失若しくは損壊をした建物、構築物若しくは機械装置若しくは一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合は、建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域(東日本大震災により滅失をした建物等の敷地等の区域をいう。以下同じ)内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得等の時期に応じた次の償却割合を乗じた金額の特別償却ができることとした。(第一一条、第二八条、第二六条関係)

(一) 建物又は構築物
(1) 平成二三年三月一日から平成二六年三月三十一日までの間に取得等をしたものは、一〇〇分の一五(中小企業者等にあつては、一〇〇分の一八)
(2) 平成二六年四月一日から平成二八年三月三十一日までの間に取得等をしたものは、一〇〇分の一〇(中小企業者等にあつては、一〇〇分の一三)
(二) 機械装置又は一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具
(1) 平成二三年三月一日から平成二六年三月三十一日までの間に取得等をしたものは、一〇〇分の一〇(中小企業者等にあつては、一〇〇分の一三)
(2) 平成二六年四月一日から平成二八年三月三十一日までの間に取得等をしたものは、一〇〇分の一〇(中小企業者等にあつては、一〇〇分の一三)

5 事業者が、平成二三年三月一日から平成二八年三月三十一日までの期間(以下「対象期間」という)内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から一年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳ができることとした。(第一二条、第一九条、第二二条、第二七条、第二九条関係)

(一) 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成二三年三月一日前に取得がされたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え
(二) 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

6 取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、東日本大震災のため、代替資産又は買換え資産をその取得すべき期間内に取得することが困難となつた場合には、一定の要件の下に、その期間を二年以内の範囲で延長することができることとした。(第二二条、第三〇条関係)

2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下「贈与税に係る住宅特例」という)について、次の措置を講ずることとした。(第三七条、第三八条関係)
(一) 平成二二年一月一日から平成二三年三月一日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」という)をした者が、同日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、その住宅用家屋が東日本大震災により滅失等をしたことによつてその居住の用に供することができなかつたときは、居住の用に供することを要件としな。

(二) 平成二二年一月一日から同年二月三十一日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた者が、住宅用家屋の新築等をし、平成二三年三月二十五日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年二月三十一日までにその居住の用に供することができなかつたときは、その居住期限を平成二四年一月三十一日まで延長する。

(三) 平成二三年三月一日から同年三月一日までの間に贈与により金銭を取得した者が、その金銭を対価に充てて住宅用の家屋の新築等をする場合においては、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成二四年三月三十一日までに新築等ができなかつたときであっても、贈与税に係る住宅特例の適用を受けることができることとした上で、その新築等の期限を平成二五年三月三十一日まで延長する。

4 登録免許税関係
1 東日本大震災の被災者等が東日本大震災により滅失等をした建物に代わるものとして取得する建物の所有権の保存登記及び移転登記並びにその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、この法律の施行の日の翌日から平成二三年三月三十一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。(第三九条関係)
2 東日本大震災の被災者等が取得する右記1の建物の敷地の用に供される土地の所有権等の移転登記等及びその取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記で、この法律の施行の日の翌日から平成二三年三月三十一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。(第四〇条関係)

3 東日本大震災の被災者等が東日本大震災により滅失等をした船舶又は航空機の所有権のものとして取得する船舶又は航空機の所有権の保存登記等及び移転登記等並びにこれらの取得資金の貸付け等に係る一定の抵当権の設定登記等で、この法律の施行の日の翌日から平成二三年三月三十一日までの間に受けるものに対する登録免許税を免除することとした。(第四一条関係)

五 消費税等関係

1 東日本大震災の被災者である事業者について、課税事業者選択届出書の提出等に係る適用関係の特例を定めることとした。(第四二条関係)

2 東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととした。(第四三条関係)

3 揮発油税及び地方揮発油税に係る「トリガー条項」について、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとした。(第四四条関係)

4 東日本大震災を原因として滅失等した自動車(以下「被災自動車」という。)について、平成二五年三月三十一日までの間、当該被災自動車の所有者に車検残存期間に応じた自動車重量税に相当する金額を還付する措置を講ずることとした。(第四五条関係)

5 被災自動車の使用者が、平成二三年三月一日から平成二六年四月三〇日までの間に検査自動車を取得し自動車検査証の交付等(平成二三年三月一日以降最初に受けるものに限る)を受ける場合には、自動車重量税を免除することとした。(第四六条関係)

6 地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二三年三月一日から平成二三年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。(第四七条関係)

7 東日本大震災の被災者が、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書(建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。)のうち、平成二三年三月一日から平成二三年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。(第四八条関係)

(一) 東日本大震災により滅失・損壊した建物(以下「滅失等建物」という。)が所在した土地を譲渡する場合

(二) 東日本大震災により損壊した建物(以下「損壊建物」という。)を譲渡する場合

(三) 滅失等建物に代わるもの(以下「代替建物」という。)の敷地の用に供する土地を取得する場合

(四) 代替建物を取得する場合

(五) 代替建物を新築する場合

(六) 損壊建物を修繕する場合

(七) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

東日本大震災により住宅又は家財について被害を受けた者については、その被害を平成二二年において受けたものとして、平成二二年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を適用することができることとした。(第四九条関係)

七 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法の一部を改正する法律(法律第三〇号)(総務省)

1 道府県民税及び市町村民税
(一) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成二二年において生じた損失の金額として、平成二三年以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとした。(附則第四二条関係)

(二) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額のうち雑損控除額の控除を適用しきれない金額については、雑損控除額を三年から五年に延長することとした。(附則第四三条関係)

(三) 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失(以下「被災事業用資産の損失」という。)を

有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成二三年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を三年から五年に延長することとした。(附則第四四条関係)

(1) 青色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の占める割合が二〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二三年分の純損失の総額

(2) 白色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の占める割合が二〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二三年分の純損失の総額

(3) 白色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の占める割合が二〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二三年分の純損失の総額

(4) 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとした。(附則第四五条関係)

(5) 東日本大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出し、当該不適格払出しに係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成二四年三月一日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならぬこととした。(附則第四六条関係)

2 東日本大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないこととした。(附則第四九条関係)

(1) 青色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の占める割合が二〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成二三年分の損失の総額

(2) 白色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の占める割合が二〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成二三年分の損失の総額

(3) 白色申告者でその有する事業用資産等のうち被災事業用資産の占める割合が二〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失を含む平成二三年分の損失の総額

(4) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合において、当該取得が平成二三年三月三十一日までに完了したとき限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第五一条関係)

(5) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成二三年三月三十一日までに完了したとき限り、価格に当該従前の土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第五一条関係)

4 自動車取得税
東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車(以下「被災自動車」という。)の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車(以下「代替自動車」という。)を取得した場合において、当該取得が平成二三年三月一日から平成二六年三月三十一日までに完了したとき限り、当該代替自動車の取得に對しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。(附則第五二条関係)

5 軽油引取税
揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止することとした。(附則第五三条関係)

6 自動車税
東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車の所有者等が当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合において、当該自動車に係る平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。(附則第五四条関係)

7 固定資産税及び都市計画税
(一) 価格の決定等の課税事務等について、災害その他特別の事情がある場合においては、市町村長等は当該事務について期日以後に行うことができないこととした。(第三八九条、第四一〇条、第四一五条、第四一八条及び第七四三条関係)

(二) 東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失し、若しくは損壊した区域又は浸水、土砂の流入その他の事由により、区域の全部若しくは大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域が所在する市町村の長は、当該区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならぬものとし、市町村は、当該公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二三年度に係る賦課期日において所在した家屋に対しては、第三四二条又は第七〇二条第一項の規定にかかわらず、平成二三年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。(附則第五五条関係)

(三) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの(以下「被災住宅用地」という。)のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供される土地以外の土地について、平成二四年度から平成三三年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住

宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。(附則第五六条関係)

(四) 平成二三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者等(以下「被災住宅用地の共有者等」という。)が、平成二四年度から平成三三年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合には、平成二四年度から平成三三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している土地以外の土地に対して課する平成二四年度から平成三三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。(附則第五六条関係)

(五) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた共用土地であつた土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によつて按分した額について納付する義務を負うこととした。(附則第五六条関係)

(六) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成二三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二四年度から平成三三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。(附則第五六条関係)

9 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

(七) 被災住宅用地の所有者等が平成三三年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。(附則第五六条関係)

(八) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成三三年三月三十一日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、特別の適用を受ける部分に係る税額を最初の四年度二分の一、その後の二年度三分の一を減額する特例措置を講ずることとした。(附則第五六条関係)

(九) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に平成二八年三月三十一日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を四年度分その価格の二分の一の額とする特例措置を講ずることとした。(附則第五六条関係)

8 東日本大震災により滅失し、又は損壊した被災自動車等の所有者等が当該被災自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等取得した場合において、当該軽自動車等に係る平成二三年度から平成二五年度までの各年度分の軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。(附則第五七条関係)

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(政令第一二二号)(財務省)

1 所得税関係
雑損控除の特例について、適用対象となる親族の範囲及び雑損失の範囲等を定めることとした。(第二条、第三条関係)

2 雑損失の繰越控除の特例について、特定雑損失金額とその他の雑損失金額がある場合の雑損失の繰越控除の計算の細目等について定めることとした。(第四条関係)

3 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例について、対象となる損失の金額に含まれるやむを得ない支出の範囲及び固定資産に準ずる資産の範囲等を定めることとした。(第五条、第七条関係)

4 純損失の繰戻しによる還付の請求については、被災純損失金額とその他の純損失金額とがある場合の還付金額の計算の基礎となる金額の計算の細目等について定めることとした。(第八条関係)

5 純損失の繰越控除の特例について、対象となる純損失の金額の計算の細目、特例対象純損失金額とその他の純損失の金額とがある場合の繰越控除額の計算の細目等を定めることとした。(第九条関係)

6 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除について、震災関連寄附金の寄附先となる地方公共団体に係る著しい被害の細目等を定めることとした。(第一〇条関係)

7 平成二二年分の所得税について雑損控除の特例の適用があつた場合における平成二三年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。(第一一条関係)

8 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例について、当該特別に係る住宅借入金等の残高証明書の細目等を定めることとした。(第一五条関係)

二 法人税関係

1 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付制度について、その対象となる損失の額の範囲等を定めることとした。(第一六条、第二一条関係)

2 仮決算の中間申告による所得税額の還付制度について、震災損失金額の範囲等を定めることとした。(第一七条、第二二条関係)

3 被災代替資産等の特別償却制度について、その対象となる減失又は損壊をした減価償却資産に代わるものとして取得するものの範囲等を定めることとした。(第一三条、第一八条、第二三条関係)

4 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、その対象となる資産の取得に含まれないものの範囲、買換資産の圧縮基礎取得価額の計算及び買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額の計算の細目等を定めることとした。(第一四条、第一九条、第二四一条関係)

5 代替資産の取得期間等の延長の特例について、その延長期限を定めることとした。(第二〇条、第二五条関係)

三 相続税・贈与税関係

1 特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等について、その対象となる特定株式等に係る法人の範囲等を定めることとした。(第二七条関係)

2 被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例等について、その特例の適用を受けるための手続を定めることとした。(第二八条、第二九条関係)

四 登録免許税関係

1 被災者等が新築等をした建物等に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる被災者の範囲等を定めることとした。(第三〇条、第三二条関係)

2 被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる土地の面積の上限を定めることとした。(第三一条関係)

五 消費税等関係

1 被災事業者が提出した消費税の簡易課税制度選択適用届出書等に係る課税期間につき、その提出前に仮決算による中間申告書が提出されている場合における当該中間申告書の記載事項の特例を定めることとした。(第三三条関係)

2 被災自動車に係る自動車重量税の還付について、還付金額の計算方法等について定めることとした。(第三四条関係)

3 被災自動車の利用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税について、免税を受けるための手続等を定めることとした。(第三五条関係)

4 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税について、その対象となる公的貸付機関等及び特別貸付けの範囲を定めることとした。(第三六条関係)

5 被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税について、その対象となる被災者の範囲及び契約書の要件等を定めることとした。(第三七条関係)

六 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

1 所得税の減免の特例に関する手続を定めることとした。(第三八条関係)

2 平成二二年分の所得税について災害被害者に対する軽減免除の特例の適用があった場合における平成二三年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による徴収猶予の特例等を定めることとした。(第三九一条関係)

七 施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二三年政令第一一三号)(総務省)

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 雑損控除の特例の対象となる雑損の範囲等を定めることとした。(附則第二四条及び第二五条関係)

(二) 他の雑損損失金額又は他の純損失金額の生じた年が特定雑損損失金額の生じた年又はその翌年である場合の控除の順序等を定めることとした。(附則第二六条関係)

(三) 事業資産震災損失額に係る当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額とされる金額及び不動産等震災損失額に係る当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額とされる金額等を定めることとした。(附則第二七条関係)

(四) 財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続について定めることとした。(附則第二八条関係)

2 事業税

被災損失金額及び平成二三年特定損失金額を定めることとした。(附則第三〇条関係)

3 不動産取得税

(一) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)に代わるものとして取得された家屋(以下「代替家屋」という。)に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。(附則第三一条関係)

(二) 代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を従前の土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。(附則第三二条関係)

4 自動車取得税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車(以下「被災自動車」という。)に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。(附則第三三条関係)

5 固定資産税及び都市計画税

(一) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地で住宅用地であった土地(以下「被災住宅用地」という。)を住宅用地として使用することができない場合において当該被災住宅用地を住宅用地とみなして地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる当該土地の所有者の範囲を平成二三年度に係る賦課期日における当該土地の所有者等、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、所有者等から当該土地の譲渡を受けたその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三三条関係)

(二) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該仮換地等を被災住宅用地とみなす特例措置について、当該仮換地等が住宅用地とみなされた場合において小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三三条関係)

(三) 被災住宅用地の所有者等が、平成二十三年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものとして取得した土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる当該土地の所有者の範囲を当該土地の所有者等、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三三条関係)

(四) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積の算定方法等について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三三条関係)

(五) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した償却資産の所有者、当該滅失し、又は損壊した償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第三三条関係)

6 軽自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した軽自動車等(以下「被災軽自動車等」という。)に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災軽自動車等の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。(附則第三四条関係)

7 この政令は、公布の日から施行することとし

法律

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第二十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 所得税法等の特例(第四条—第十四条)
- 第三章 法人税法等の特例(第十五条—第三十三条)
- 第四章 相続税法等の特例(第三十四条—第三十八条)
- 第五章 登録免許税法の特例(第三十九条—第四十一条)
- 第六章 消費税法等の特例(第四十二条—第四十八条)
- 第七章 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例(第四十九条)

附則 第一章 総則

(趣旨) 第一条 この法律は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において、「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

二 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。

三 修正申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

四 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

五 棚卸資産 所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。

六 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第一節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。

七 不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額をいう。

八 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。

九 国内 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。

3 次条及び第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

二 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。